

標記 C
80. 2
2

婦 勞
調 査

GAa1/1

8-15-12-1

料
(3
5
4)

事業附属寄宿舎に関する調査資料

労働省婦人少年局栃木職員室

労働省婦人少年局



女性と仕事の未来館



01077682

目次

寄宿舎生活自治運営の現状	三頁
一 全国軍業附属寄宿舎数及び、寄宿労働者数について	四頁
二 寄宿舎の設けある工場数及び、寄宿労働者数	六頁
三 労働基準法第十章関係違 ^反 件数	八頁
四 紡織工業寄宿女子労働者の現金収支状況	九頁
五 寄宿舎規則及び自治会規約の事例	一四頁
(一) ○○工場附属寄宿舎規則	一四頁
(二) ○○工場附属寄宿舎自治会規約	一九頁
六 寄宿舎生活自治運営の現状調査	二七頁

寄宿舍生活自治運営の現状

労働基準法の実施によつて、事業附属寄宿舍の運営は自治制にきりかえられ、寄宿舍に住む人達の私生活の自由が保証されたことは、従来の寄宿舍制度に過存された封建性をとりのぞくため、眞に劃期的な意義をもつものであつた。

事業附属寄宿舍が、わが国産業民主化の一課題として注目されたことは、その発生の根本理由にもとづくものであつて、時に纖維産業や土木事業等の寄宿舍は、遠隔地の農山村から募集した出稼労働者を收容してこれを労働給與として、労働強化と低賃金維持の役割を果し、その上設備や内部の生活條件の劣悪さは放置しがたい種々の弊害を生じた。そこで昭和二年四月、はじめて工場附属寄宿舍規則が制定され、これによつて物的設備に対しては保安や衛生の見地から相当細かに取締が加えられたが寄宿舍の内部生活については何苛取れるところなく看過されてきた。その後昭和十七年一月施行された土木建築工事場附属寄宿舍規則もたゞ危害防止と衛生について規定したものにすぎなかつた。

なお戦時中においては特に軍需生産の増強という面から物的施設だけでなくその運営管理や生活指導にまで国家の統制が加えられた結果、私生活の自由は全く考慮されなかつた。

終戦後

労働基準法第十章及び事業附属寄宿舍規程の施行にともなつて、寄宿労働者の私生活の場所とい

ろ通念の下に、秩序ある自由な生活環境が住む人達の自治によつて育成されることを期待され、また使用者は安全衛生の施設についてのみその責を負うことゝなつたのである。

一 全国事業附属寄宿舍数及び

寄宿労働者数について（業種別）

別表の統計は、労働省労働基準局に提出された一九四七年十二月末現在における事業附属全国寄宿舍数並びに寄宿労働者数に関する報告に基き、婦人少年局で集計したものである。

これによれば全国寄宿舍数は一一、四一六で、寄宿労働者総数は四四七、四九五五人である。その中男子は二〇八、一七九人、女子は二、三九三、一六人で、男子四七％女子は五三％となつてゐる。

女子労働者数を業種別にみると、紡織工業が圧倒的に多く、女子寄宿労働者総数の八三％を占め、これにつぐ機械器具工業は、僅か五％にすぎない。また女子寄宿労働者の四四％は五〇人以上を

労働基準局調査 1947年12月現在
 労働者の生活と健康に関する調査結果を公表する。この調査は、労働者の生活と健康に関する調査結果を公表する。この調査は、労働者の生活と健康に関する調査結果を公表する。

全国事業所雇用労働者数並に新着労働者数 (業種別) 労働基準局調査 1947年12月現在

業 種		現 業 別		寄 宿 労働者 500人未満 収容する工場		寄 宿 労働者 500人以上 収容する工場		合 計			
		労働者数	新着労働者数	労働者数	新着労働者数	労働者数	新着労働者数	労働者数	新着労働者数		
金 属 工 業	3026,952	250	93	9331	7307	9	12693	983	1004	29,582	3,540
機械器具工業	1798	2958	239	25,779	6,070	19	11,915	3387	2056	54,354	12,415
化 学 工 業	566	1617	100	9613	3,296	6	3526	2,780	672	19,098	7,633
ガス電気水道業	2192	150	21	671	3,267				240	28,21	3,417
窯業及土石工業	2372	483	35	2047	484				272	4,647	947
紡 織 工 業	2480	6,626	490	10,79	77,942	105	8,631	97308	3075	26,236	198,400
製材及木製品工業	794	773	17	999	363				811	5,990	1,142
食料品工業	846	5,614	33	1,454	1,388				879	7,068	2,611
印刷業及製本業	110	772	17	1,707	233				127	2,479	414
土木建築業	967	12,959	182	20,536	1,033	10	18,539	792	1,159	44,034	2875
其 他 の 工 業	1,053	3,621	65	4,941	2,790	3	2085	51	1,121	11,810	5,862
合 計	3372	35,776	1,292	89,257	98,239	152	49,455	105,301	11,416	208,179	239,316

二. 寄宿舍の設けある工場数及び寄宿舍労働者数 (年次別)

自 大正5年
至 昭和12年

年次	区分	宿舎に おける 工場の 数	労働者数		計
			男	女	
大正	5年	8,286	79,885	318,092	397,977
	6	8,526	95,339	406,536	501,875
	7	10,406	124,449	426,627	551,076
	8	12,062	111,671	467,824	579,495
	9	11,331	128,239	457,280	585,529
	10	10,570	111,427	484,186	595,613
	11	9,297	104,769	506,951	611,720
	12	9,845	104,508	492,300	596,808
	13	9,731	102,338	508,804	611,142
	14	9,830	102,069	529,353	631,422
昭和	15	11,992	111,158	530,443	641,601
	2	14,595	119,375	513,914	633,289

昭和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	14,084	15,057	15,493	15,507	15,066	15,798	18,118	20,673	22,420	24,283
	116,256	119,191	112,820	104,672	96,150	103,227	176,645	138,324	115,567	171,223
	438,102	531,774	458,125	469,522	433,758	443,588	473,452	503,055	533,948	535,789
	614,358	650,965	570,945	574,194	529,908	546,815	590,097	641,979	689,515	707,012

三、労働基準法第十章関係違反件数

(労働基準監督官 年報)

自 昭和二十三年二月
至 同 年十二月

法條文 月別	九四條 の自治 寄宿舎生活	九五條 の秩序 寄宿舎生活	九六條 及び安全衛生 寄宿舎の設備
2月	6	—	28
3月	3	—	130
4月	15	—	201
5月	23	219	222
6月	11	168	169
7月	26	248	289
8月	9	206	224
9月	12	145	340
10月	13	138	692
11月	11	160	377
12月	5	140	251
計	134	1424	2923

寄宿舎に関する法規違反の摘発された中、特に安全衛生などの施設に関する違反が相当多いことは注視しなければならない。

なお、九四條違反事実の概要例(滋賀県、絹糸工場、男九〇名、女七二二名、年少者一六六八名)をみると、

寄宿舎については外泊、外出を許す制とし、自治会には寮母が役員として参加し、実権を握つていて会社の意志のまゝに運営してゐる。

四 紡織工業 寄宿女子労働者の現金收支状況

これは昭和二年三月十一日労働関係統計局調査部により実施された中部地方及近畿地方の紡織工業十四工場に寄宿女子労働者四六一人について一ヶ月間の生計調査の結果である。

第一表 収入支出内訳表

区 分 費 用	実 績 円	比 率 %
収入 総 額	4,021.12	100
現金収入総額	3,478.09	86.49
1 勤労現金収入	3,040.33	75.60
勤務先	2,830.85	70.40
1 よりの現金収入		
定収入	202.46	5.03
臨時収入		
2 其の他の勤労収入	202	0.17
2 借金貸金の返済金及び利子	206.76	5.14
家 族	12.40	0.31
会 社	101.15	2.39
其 の 他	33.23	2.44
3 貯 金 引 出	50.16	1.45
4 物品売却代	86.25	2.14
5 受 贈 金	76.23	1.90
家 族	62.66	1.56
其 の 他	13.57	0.34
6 其 の 他	10.36	0.26
実物収入総額	475.41	11.83
イ 家 族	226.37	5.63
ロ 会 社	139.39	3.47
ハ 自家生産物	498	0.03
ニ 其 の 他	104.67	2.66
サービス収入	54.99	1.37
イ 会 社	40.61	1.02
ロ 其 の 他	14.18	0.35
掛 買 代 金	12.63	0.31

支 出 部

区 分 費 目	費 数 円	比 率 %
支 出 総 額	3346.77	100
現金支出総額	3265.70	97.61
1 月給より差引額	842.55	25.18
イ 食 費	497.08	14.86
ロ 所 得 税	136.81	4.09
ハ 保 険 料	125.23	3.74
ニ 組 合 費	66.05	1.97
ホ 其 の 他	17.38	0.52
2 物 品 の 購 入	1756.00	52.47
イ 食 費	237.75	7.10
ロ { 衣 類 身 辺 品 其 の 他	1518.25	45.37
3 貸金借金の返済 金及び利子	127.49	3.81
イ 家 族	3.97	0.12
ロ 会 社	1.23	0.05
ハ 其 の 他	121.79	3.64
4 贈 答 金	193.49	5.78
イ 家 族	173.00	5.17
ロ 其 の 他	20.49	0.61
5 貯 金	71.62	2.14
6 個人保険料	0.21	0.01
7 接待娯楽交際費等 のサービス	77.08	2.30
8 其の他の現金支出	198.26	5.92
実物支出総額	37.15	1.11
イ 家 族	7.75	0.23
ロ 其 の 他	29.40	0.88
掛金代金	42.32	1.28

第二表 特品購入内訳表

区 分 費 目	金 額	割 合
	円	%
物品の購入	1,756.00	100
1 給食以外の飲食物	237.75	13.5
△ 補食費	104.79	6.0
主 食	54.68	3.1
非 主 品	50.11	2.9
△嗜好品	124.59	7.1
菓 子	47.00	2.7
果 物	60.80	3.5
飲料其の他	16.72	0.5
△ 外出先の飲食費	63.7	0.4
2 被服費その他	1,518.25	86.5
△ 被 服 費	1,080.30	61.5
衣類履具	567.65	32.3
脚用品その他	512.65	29.2
△ 保健衛生費	262.62	15.0
△ 修養娯楽費	127.04	7.2
△ 其 の 他	48.29	2.8

第一表によれば寄宿舍女子労働者の生計は会社より食費の補助並びに舎費等の無料提供があるにもかゝり、わらず家族よりの実物収入と物価売却等によつて、金銭の廻りを示している、ということである。ことに戦前の寄宿舍女子労働者の生計実態は、家族への仕送り送金が一割以上であったのが、現在は勤労現金収入の五七%にとゞまり仕送り送金しているものは、僅か三割足らずである。

第二表によれば、収入の増進に伴つて金額、割合共に増加しているのは、品物購入の内の被服費で八六五%でその大部分を占め次に飲食物費が一三五%となつてゐる。

耳令別支出内訳表 (割合)

第三表

支出			合 計	26才以上	21-25	19-20	18才以下
	総 額	額 額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
給食 手食 以物 外費 の	総 額	額 額	16.5	13.4	14.8	15.4	22.5
給食 手食 以物 外費 の	給 食	額 額	8.2	8.8	8.2	7.4	8.9
給食 手食 以物 外費 の	補 食	額 額	3.6	4.1	3.2	3.5	4.1
給食 手食 以物 外費 の	嗜好品費	額 額	4.3	4.2	4.7	3.7	4.6
給食 手食 以物 外費 の	外出の飲食 食物費	額 額	0.3	0.5	0.3	0.2	0.2
被 服 費	総 額	額 額	32.0	40.8	39.0	37.4	29.9
被 服 費	衣類 具類	額 額	19.6	26.3	21.6	18.3	13.2
被 服 費	身の廻り その他	額 額	17.4	14.5	17.4	19.7	16.7
保 修 費	除菌生費	額 額	9.7	10.6	9.2	10.4	9.7
保 修 費	修 繕 費	額 額	6.2	5.6	6.8	6.3	6.9
贈 答 費	総 額	額 額	1.3	0.5	2.4	0.6	0.5
贈 答 費	家 族	額 額	0.6	0.2	1.1	0.3	0.3
贈 答 費	そ の 他	額 額	0.7	0.3	1.3	0.3	0.2
施 給 交 際 費	施 給 交 際 費	額 額	2.6	3.4	3.2	2.5	1.1
交 通 費	交 通 費	額 額	2.7	1.9	2.7	2.3	3.3
交 通 費	交 通 運 搬 費	額 額	1.5	0.5	0.6	0.5	0.6
交 通 費	仕 送 り 送 金	額 額	5.4	2.2	3.6	2.5	8.2
貢 担 費	総 額	額 額	7.4	2.6	7.4	6.0	6.2
貢 担 費	勤勞所得税	額 額	4.6	5.6	5.3	3.8	3.5
貢 担 費	そ の 他	額 額	2.8	2.0	2.1	2.2	2.7
其 他 の 支 出	その他の支出	額 額	2.5	4.7	2.9	3.2	2.2

第四表 年令別 実收支の過不足

年令別	実収入	実支出	実收支の過不足	実収入に對する割合
十八才以下	二、五二七、四二 ^円	二、一三六、四二 ^円	(+) 三九一、〇〇 ^円	一五五%
一九—二〇才	三、一五五、八二	三、二一六、三六	(-) 三九五一	一三%
二一—二五才	三、四一七、七三	三、四六七、二〇	(-) 四九、四七	一、五%
二六才以上	三、八〇八、五八	三、八二一、八二	(-) 一三、二四	〇、四%

第四表によれば年令階級の相違により、注目すべき点は、二十才未満において、実收支の余剰額がみられるのは、紡織工業等労働者の特異点である。

五、寄宿舎規則及び自治会規約の实例

(一) 〇〇工場附属寄宿舎規則

第一章 総則

第一條 本寄宿舎は〇〇工場〇〇寮という

第二條 本規則に於て寮生とは当工場従業員であつて第十一條に定める手續を経て、〇〇寮に居住する者を言ふ

第三條 本寮は寮生の私生活の本據であつて自由と自治とを以て運営をする

第四條 会社及び寮生は本規則を守り寄宿舎は宿舍の風紀秩序を維持して生活の向上を図る

第五條 本規則に違反したものは第七條に定める自治委員会の議を経て退寮を命ずることがある

第二章 自治

第六條 寮生活に於ける風紀秩序の維持並びに文化の向上は自治に依つて行う

第七條 前條の自治の爲自治委員会を設ける。自治委員会の規定は別に之を定める

第八條 自治委員会と会社との連絡の爲連絡会談を設ける。連絡会談の規定は別に之を定める

第九條 会社は自治委員並びにその他の役員の仕事に干渉しない、

第十條 自治委員会並びにその他の役員は会社の就業時間外にその私営を行わなければならない
但し会社の承認を得た場合は、この限りでない、

第三章 入寮及び退寮

第十一條

入寮を希望する者は会社に願ひ出で許可を得なければならぬ

但し特別の事情ある者の入寮については、自治委員会と協議の上決定する

第十二條

退寮を命ぜられ又は従業員としての身分を失つた者は一週間以内に退寮しなければならぬ

第十三條

退寮を希望する者は会社に届出後に退寮するものとする

第十四條

退寮する場合は備品其の他の借用物を返却しなければならぬ

第四章 日課

第十五條

寮生の起床及び就寝の時刻は次の通りとする。この時刻は季節によつて変更することがある。

但し休日前日の就寝時刻及び休日日の起床時刻は会社と連絡の上自治委員会が定める。

冬 期

夏 期

起床 前番者午前四時一〇分

後番者 〃 八時〇〇分

晝番者 〃 六時〇〇分

就寝 前番者午後八時三〇分

後番者 〃 十二時〇〇分

晝番者 〃 九時三〇分

第十六條

外出は自由である。但し門限後の外出及び外泊については、豫め自治委員会に届出なければならぬ。

第五章 行事

第十七條 行事計画及び運営は会社と連絡の上自治委員会が行う

第六章 食事

第十八條 食事時間は次の通りとする

但し就業時間の変更によつて変えることがある

普通日

前番者

朝食	午前八時〇〇分	午前八時四五分
昼食	午後一時四五分	午後二時三〇分
夕食	午後六時一五分	午後七時〇〇分

後番者

朝食	午前八時四五分	午前九時三〇分
昼食	午後一時〇〇分	午後六時四五分
夕食	午後七時〇〇分	午後七時四五分

専務者

朝食	午前六時五〇分	午前七時二〇分
昼食	正午	午後〇時四五分
夕食	午後五時〇〇分	午後五時四五分

休日

朝食	午前七時〇〇分	午前八時三〇分
昼食	正午	午後一時三〇分
夕食	午後五時〇〇分	午後六時三〇分

第七章 安全及び衛生

第十九條 寮生は所定の場所以外で火氣の使用及喫煙をしてはならない。

第二十條 寮生が負傷又は疾病にかゝつた場合は、速かに届け出て、治療を受けなければならない。

い

第二十一條 寮生は互にすい眼、休養を妨害してはならない。

第二十二條 寮生は前三條のほかに安全及び衛生に關する法令を守らなければならない。

第八章 建物及設備

第二十三條 寮生は寄宿舎に備える厚生施設その他備品等を保身に屈出して使用することができない。

第二十四條 寮生は会社の建物施設備品等を破壊、損傷してはならない。

第九章 雜則

第二十五條 寮に於ける外來者との面会は無断で行つてはならない。

第二十六條 寮生以外の者を無断で宿泊させてはならない。

第二十七條 この規則にないことで生活に必要な事項は、連絡会が之を定める。

附 則

この規則は昭和○○年○月○日より実施する

この規則の改廃は寮生の過半数を代表するものの同意を得て、連絡会議で之を行
う。

(二) ○○工場附属寄宿舍自治會規約

第一章 總則

(名稱)

第一條 此の會は○○自治會と呼びます

(事務所)

第二條 此の會の事務所は、○○工場○○寮内に置きます

(目的)

第三條 此の會は會員の自治精神を高め、秀れた個性と正しい知性を伸ばし相互の親睦を計り民主的にして繁しい寮の発展に努め以て人格を向上せしめる事を目的とします

(事業)

第四條 此の會は前條の目的を達成する爲主として左の事業を行います

一、自治精神の昂揚に關する事

二、寮の運営に關する会社との交渉連絡

三、會員の規律風紀の統制

四、学術、技藝、藝能に關する研究講習会の開催其の他文化の向上に關する事

五、体育の向上福利厚生に關する事

六、会報等の編集出版に關する事

七、會員の親睦に關する事

ハ、其の他前條の目的達成には要なる事

第二章 組織 及 機関

(會員)

第五條 此の会は寮生全員で組織します。寮生は原則として入舎と同時に此の会に入会します。

入会しようとする者は入会届を会長に提出しなければなりません。

會員は退会と同時に此の会を退会します。

(總會)

第六條 總會は自治会の最高決議機関であつて原則として年三回開催します。但し自治委員會に

於て必要と認められた時又は會員の三分の一以上の要求のあつた時には臨時に開催する事があります。

總會に於て決める事項は

一、寄宿舎規則に関する件

二、会の運営の基本方針

三、予算及決算の承認

四、規約の改廢

五、統制に関する重要事項

六、其の他自治委員會が必要とみとめた事項

(自治委員會)

第七條 自治委員會は總會に次ぐ決議機関であつて正副会長、自治代表委員各即部長自治委員

を以て構成し毎月一回以上開催します。

自治委員会は総会決定の基本方針に基き決議に当ります

一、行事決定

二、月別予算

三、統制に關する件

四、其の他大会が附設した事項

(小委員会)

第八條

小委員会は正副会長、自治代表委員各部長を以て構成し各寮各部の連絡に当ると共に連
絡会議に於て學生を代表します

(書記局)

第九條

書記局は会の事務処理核内で書記長、書記及び會計をもつて構成し会の事務及各部の事
務的統合を計ります

(各部)

第十條

此の会には其の事業を行うため左の部門を置きます

一、総務部 二、生活部 三、厚生部 四、図書部 五、文化部 六、技芸部 七、社会部

各部は正副部長各一名委員若干名を以て構成します

(議事)

第十一條

總會及び自治委員会は構成員の三分の二以上の出席(委任状を含む)を要し決議は出席
者の過半数を以てなし賛否同数の時は議長が決定します

議長は其の都度構成員の中から選出します

第三章 役員

(役員)

第十二條 此の会には左の役員を置き任期を一年とします

- 一、會長 一名
- 二、副會長 二名
- 三、書記長 一名
- 四、正副部長 若干名
- 五、自治代表委員 若干名
- 六、自治委員 若干名
- 七、会計監査 若干名
- 八、会計 一名
- 九、書記 若干名

(役員の任務)

第十三條 會長は会を代表し会務を統轄します

副會長は會長を助け會長事故ある時はその代理と其の番の会務を統轄します

書記長は會長の命により書記局を統轄し会務を掌理します

自治代表委員は各寮を代表しその寮の会務を統轄します

自治委員は自治委員会を構成し其の決議にあたりと共に本部屋の会務を統轄します

各部長はその部を統合代表し行幸計画実行に当ります

会計は会計事務を取り扱い会計監査は会計を監査します

書記は書記長の命を受け一般事務を行います

（役員任期）

第十四條 役員の任期は一ヶ年とし会長は二期以上の再選を認めません

第四章 選挙

（役員候補者詮衡委員会）

第十五條 選挙にあたっては会長、副会長、書記長、部長の候補者を詮衡するため役員候補者詮衡委員会をもちます

其の構成は自治委員会の互選により各番より五名づつとし委員長は委員の互選で定め
す。

（選挙管理委員会）

第十六條 選挙の実施に当つては選挙管理委員会を設け其の構成は自治委員会の互選により各番より五名づつとし委員長は委員の互選で定めます

（選挙告示）

第十七條 選挙管理委員長は少くも一週間前に選挙実施に必要なる計画日程及制限事項等の細部を指示し候補者の告示をしなければなりません

（投票）

第十八條 選挙はすべて秘密投票により一人一票とし代理を認めません

(会長選挙)

第十九條 会長副会長は役員詮衡委員会の推薦に基き直接選挙します(但副会長は会長以外の裔別から)

(書記長選挙)

第二十條 書記長は役員詮衡委員会の推薦候補者中より会長が委嘱します

(部長選挙)

第二十一條 各部長は役員詮衡委員会の推薦により自治委員を選び、良持の部は正副会長並びに当座者の協議により決定します

(自治委員)

第二十二條 自治委員は同じ番の会員が選挙します

(自治代表委員)

第二十三條 自治代表委員は自治委員を候補者とし各段の会員が選挙します

(副部長)

第二十四條 副部長は部長の推薦により会長が委嘱します

(各部委員)

第二十五條 各部委員は部長が推薦し会長が委嘱します

(再投票及び決戦投票)

第二十六條 左記の票数に満たない時は再投票及び決戦投票を行います

一、会 長は総投票数の二分の一

- 二、副会長は総投票数の三分の一
- 三、自治代表委員は総投票数の二分の一
- 四、自治委員は構成員の二分の一

第五章 統制

第三十七條

会員中左記の各号の一に該当する時は自治委員会又は総会の決議に依り制裁を行います

- 一、寄宿舎の規則に違反したもの
- 二、会則並びに決議に違反したもの
- 三、会の統制を乱し又は会の名譽を毀損する行爲のあつたもの、役員で前項の行爲又は不正の行爲のあつた場合は自治委員会大会の決議を経て解任又は処罰する事があります

(自矯委員会)

第三十八條 制裁を決定する際慎重を期するため別に細則として定める自矯委員会規定に基づき自矯委員会を設けて事實の調査を行います

(制裁の執行)

第三十九條 会長は自矯委員会の調査に基いた自治委員又は総会の決議により左の制裁を執行する

- 一、譴責
- 二、仕末書提出
- 三、権利の停止
- 四、除名

第六章 會計

(経費)

第三十條 此の会の経費及び寄附金を以て賄います

(会費)

第三十一條 此の会の会費は金參拾圓とし毎月積立てます

既納の会費はいかなる理由があつても返還しません

(資産管理)

第三十二條 此の会の資産管理及特別支出に対しては自治委員會の決議に基き会長が定めます

(予算決算)

第三十三條 予算決算は終会の承認を要します

(會計年度)

第三十四條 此の会の會計年度は毎年四月一日に始め翌年三月三十一日に終ります

(慶弔見舞餞別)

第三十五條 此の会は會員の慶弔金、休養者の見舞金、退会者の餞別として別に定める金銭を贈呈し

ます

附則

(改廢)

第三十六條 此の会則は全會員の三分の二以上の賛決により改廢する事が出来ます

(施行)

第三十七條 此の会則は昭和 年 月 日より施行します

六、寄宿舍生活自治の運営の現状調査

昭和二十四年十月 婦人少年局では寄宿舍規則及び自治会規約を検討するため、全国的に一二一事業場（製絲四四、紡績三八、機械器具一三、病院二六）に寄宿舍規則、自治会規約の送付を依頼した。この中寄宿舍規則未作成のものは五で（機械器具一、病院四）違反のもの五（製絲一、病院五）であつた。

自治会規約は

一、寄宿舍規則と自治会規約が別冊に定められているもの、製絲（二三）、紡績（三一）、機械器具（八）、病院（七）

二、寄宿舍規則中に自治会規約をふくむもの、製絲（七）、紡績、機械器具、病院なし。

三、寄宿舍規則のみで自治会規約のないもの、製絲（一四）、紡績（七）、機械器具（四）、病院（一八）

四、自治会規約のみあるもの、製絲、紡績、機械器具（一）、病院（一）であつた。

なお昭和二十四年十一月、以上の一二一事業場の中、三七事業場（製絲一七、紡績一七、機械器具二、化学一）における寄宿舍生活自治の運営状況を調査した。

調査の目的

労働基準法実施後 事業附属寄宿舍生活の自治的運営は各寄宿舍に於て組織設置された自治会又は自治委員会によつて営まれているが、寄宿舍規模の大小、自治会の発展度その他、各事業場の特

(11) 紡績(化纖合) 17

第一車業場

第一車場	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六	第十七
474	68	72	218	63	65	84	117		31					10	14	24
2318	1944	1820	1264	1122	1025	834	670	662	555	565	390	364	299	200	179	143
4	219	274	725	212	36	455	83		167	288	156		251	430	259	
16	30	20	8	1	5	4	4	8	7	5	3	5	4	4	1	7
48	9	17	30	13	23	10	23		6				7	7	3	8
194	189	176	109	128	100	72	87	96	118	93	35	70	42	42	35	38
1112	117	272	699	156	227	150	263		82				42	25	25	69
2910	3102	3248	2433	1950	1500	1080	1354	1332	1062	1196	639	1050	600	620	430	670
750	78	221	392	78	91	100	175		44					22	14	34
1940	2068	2464	1233	1300	1000	720	716	696	708	814	392	700	400	300	185	446

事業場別 (2)製紙場	事項別	男		女		男		女		男		女		男		女	
		人数	労働力	人数	労働力	人数	労働力	人数	労働力	人数	労働力	人数	労働力	人数	労働力		
第一事業場	第一	27	540	1	9	2	5	6	61	60	878	36	612				
	第二	54	396	2	9	6	65	160	1489	70	600						
	第三	28	351	1	59	7	49	85	735	40	392						
	第四	26	325	1	50	1	49	40	502	27	335						
	第五	12	301	1	42	4	40	64	762	32	482						
	第六	39	270	2		2	8	102	468	68	312						
	第七	21	280	3	5	4	44	103	754	60	500						
	第八	20	280	1		3	11	80	630	40	315						
	第九	16	254	1	5	2	7	30	374								
	第十	4	203	2	54	1	2	25	354	15	250						
	第十一	14	164	1		1	4	44	336	20	168						
	第十二	15	154	1	49	2	3	24	30	356	18	200					
	第十三	21	105	1	220	2	7	31	88	556	30	324					
	第十四	6	115	1	88	4	5	30	30	417	20	250					
	第十五	12	76	2	166	5	2	11	45	215	30	138					
	第十六	6	61	1	95	3	4	15	20	156	13	100					

事業場別	事項別		人数	女通	子宿	棟男	数女	総男	室女	数男	總男	總女	数男	總女	能男	能女
	男	女														
第十七事業場	13	47	105	1	2	8	8	52	143	34	80					
機械器具又事業場	61	11	185	1	1	18	5	270	75	135	37					
第一事業場		39	508		1		6		87		40					
第二事業場																
化学工場 / 事業場																
第一事業場	82	92	355	2	1	15	15	186	197	85	93					
合計 37事業場	1727	18208	5548	44	198	335	2217	4728	34660	2775	21306					

三十七工場附属宿舎中男子寄宿舍棟数は四四、女子寄宿舍棟数は一九九である。寄宿男労働者数は男子一七二名、女子一八、二の八名で男子八七%に対し、女子九一、三%の割合になっている。

女子通勤者と女子寄宿舍の割合は通勤者五、五四八名であり、寄宿者は一八、二の八名で二三、四%に対し七六、六%となっている。

女子通勤者のない工場は八工場あり、女子寄宿舍数より女子通勤者数の多い工場が八工場ある。

(一) 自治機関と運営

自治機関の種類、構成、権限（性格）、運営方法につき、調査対象三七事業場の中自治組織のな
いものを除き三大寄宿舎について

1. 総 会（大会、寮生大会、自治大会）

総会は今般生を以て構成し、自治に關する最高決議機関であり定期的又は隨時必要に依じ委員長
がこれを召集する。

自治の最高決議機関は次のとおりである。

1. 総会を最高決議機関とするもの

二三

2. 自治委員会を最高決議機関とするもの

五

3. 委員長、寮長、室長等の役員会を最高決議機関とするもの

六

4. 総会の規定不明のため室長会のみで決議するもの

二

肉権度数は原則的には、自治委員（又は常任委員）の決議により必要と認めた場合或は、寮生総
数の1/3又は1/2以上の要求があつた時開催する

定期的に開催するもの年一回

七

年二回

四

年三回

一

年四回

一

月一回

四

月一回

一

隨時開催するもの

五

不明のもの

一三

計

三六

2. 自治委員会（自治委員総会、役員総会）

自治委員会は総会に次ぐ決議機関であり、自治委員又は發生より送出された自治役員、全員を以て構成する。

自治委員会の開催度数は次の通りである。

一ヶ月一回 二十二

二回 二

四回 二

隨時 五

3. 常任委員会（総務委員会、執行委員会）

常任委員会は正副委員長及び常任委員を以て構成する

自治の施設執行機関であり、毎月一回又は隨時必要に依り自治委員長（又は常任委員長）が召集する。

常任委員の外に専門部長を含んで構成されているもの

自治委員会のない場合には常任委員会が総会に次ぐ決議機関となるもの

常任委員会の開催度数は次の通り

一ヶ月一回

五

△室長 会

室長会は各室長を以て構成し、各寮毎の下部執行機関であり、毎日一回又は必要に応じて臨時寮の代表者が召集する。

△寮生 会（寮 会）

寮生会は各寮毎の協議機関で毎日一回又は必要に応じて寮別に開催する。

寮生の輿論意見を聴取するもの

四

△専門委員会（個別委員会、部会、専門部会、分科委員会）

専門委員会は各部専門委員を以て構成された自治会の執行機関で個別専門業務の企画運営に当り日常業務はすべて此知で処理される。

これは専門委員長の召集により毎月一回又は随時開催される。

専門部会の構成は種々雑多で専門部会として僅か懲罰委員会しかもないものから九の部会をもつものまである。

各専門部会の構成には大体次の如きものがある。

△その他

食事委員、懲罰委員（自編委員）等

総務部 諸記録、調査、研究、会計、等各部の連絡調整に当る

生活部 生活指導、盗難防止、火災予防、風紀規律の維持刷新等

厚生部 物資配給計画、農園、花壇、理髪、売店等の運営

文化 部 圖書の購入管理、娯楽演芸会、講演講座講習会等の文化方面
体育 部 ビンポン、排球、運動会等の体育行事の企画立案に当る。
保健衛生部 衛生思想の普及啓発、日常の予防衛生、病人の世話等、衛生部面に当る。

(二) 自治役員 の 構成 及び 役員 選出 方法 (三六寄宿舎について)

自治役員 の 構成 及び 選出 方法 は 各 寄宿舎 に よつて 相当 異つて いる。

八、室長

各 室 毎 に 直接 單記 無記 名 投票 に より 選出 され 任期 は 一年 又は 六ヶ月 が 多い。

又 室長 が 自動 的に 自治 委員 に なつて いる もの が 特 に 多い。(一・二寄宿舎)

九、自治委員

室長 とは 別 他 に 自治 委員 を 選出 する もの と、室長 が 自動 的に 自治 委員 に なつて いる もの が あり、
大部分 は 後 者 で ある。

任期 は 一年 が 大部分 で 次 で 六ヶ月 で ある。

各 寮 毎 に 選出 する 方法 が ちがひ いて いる 場合 も ある。

自治 委員 の 構成 が なく、室長 が その 選出 に 當つて いる もの (七寄宿舎)

三、常任委員 (自治代表委員)

自治 委員 の 互選 に よる もの が 一般 的 で ある。(一〇工場)
但し 各 寮 毎 に 選出 され た 寮長 が 常任 委員 と なる 場合 も ある。

4. 寮 長

各寮毎に送出する方法をとるものが最も多い。(一五工場)

5. 専門委員 寮 及び 専門委員 (部 委員)

専門委員 寮は普遍自治委員の互選による。専門委員も自治委員の互選により定めるか一級であるか推せんする形式もある。

6. 自治委員 寮

全寮生の直接送挙によるものが最も多く寮長が定期的に交替して委員長となるもの等もある。任期は一年が大部分次で六ヶ月である。

其の他

自治委員とは別に自治運営の補助として顧問、参與を設置している工場がある(二工場)
自治委員の送挙方法及び送挙資格、被送挙資格は次の通りである。

役員の種類	直接送挙	間接送挙
委員長	21	5
副委員長	7	5
自治委員	13	1
常任委員	2	1
部長(各専門部)		4
副部長		1
寮長及副寮長	10	2
室 長	28	

二.

被送挙資格	送 挙 格	送 挙 格
資格制限なし	19	資格制限なし 21
入社後一年以上	1	入社後三ヶ月以上 3
一月半以上	1	一月以上 12
六ヶ月以上	4	不 明 1
三ヶ月以上	9	
二ヶ月以上	2	
不 明	1	

(三) 自治予算について

自治会は自治予算をもたなければ適切な運営はのぞめないし、又自治会が眞に自治性を確立するためにも、予算は必要である。

自治の經營は原則としては自治会費のみで賄うべきであるが現状においては、諸種の行事は会社側と合同で実施する場合が多いので、会社負担の経費と自治会費を合したものである。成されてゐるものが多い。

調査した三十七事業場附属新宿舍のうち二十一(五七%)は自治会費を徴集してゐる。金額は最低三田から最高五十四で平均十三田となる。

自治予算をもたないものと、自治会費を徴集しないものとである。

自治会費金額(一人一ヶ月当り)

金額	三田	五十四	十田	二十四	三十四	五十田	(平均) 十三田
事業場附属新宿舍	二	四	十	二	二	一	(計) 二十一

自治会費の使途(例示)

共済会

(安葬、儀礼、喪葬)

諸行事

(運動会、講演会、演芸会)

物品購入

(図書、レコード、運動用具)

(四) 自治生活の内容

外出、外出、面会について

(1) 外出手続方法について (一、二、三事業場の寄宿舎規則より検討)

調査対象	製絲				備考
	四四工場	三八工場	一三工場	二六病院	
(1) 時間内外出手続 自由外出時間 終業時より八時迄のもの	八	四	七	二	就業後一定の時間内(寄宿舎規則に定める)の外出は自由である。
〃	九時	〃	三	二	
〃	九時半	〃	三	三	
〃	十時	〃	四	一	
又、時間が明記されてないもの	七	一	二	五	
3. 門鑑制のもの	二	二	〃	〃	自治会に連絡して外出する 門衛にて名札、外出札、外出証を提示する 各室名札を裏返し不在を明らかにする 帳簿に行先、時間を記入、外出先を明らかにする。
4. 名札制のもの	〃	〃	〃	〃	
5. 外出登に記入のもの	〃	〃	〃	〃	

調査対象	製糸				備考
	四四工場	三八工場	一三工場	二六病院	
6. 寮長、婦長の許可制 7. 舎監の許可制 (二) 時限外、外出手続 1. 寮長の承認をうける 2. 管理人の 3. 寮長に届出るもの 4. 管理人に届出るもの 5. 寮長から外出証の交付をうけるもの 6. 規定不明のもの 7. 自治会から寄宿寮へ連絡 8. 外出証に記入するもの	一	二	一	一 三	舎監又は事務長等の承認を受ける 管理人三 院長二 寮長に申出る
	一〇	三	一	一	
	一	一	一	一	
	一八	三	四	五	
	四	一五	三	二	
	八	三			
	三	六	二	二	
		五	一	一	

(2) 外泊手續について

調査対象	療長の許可制 管理人の出 療長に届出る 管理人に届出る 外泊証交付 外泊証記入 自治会から新着録へ連絡 不明
製絲	一 九二一
紡績	一 五四二
機械化	一 四二二
病院	一 三二二
備考	婦長一、療長一、 療長又は管理人から外泊証の交付を受ける

(3) 面会手続について

[illegible]

又、部屋割編成方法について（調査対象三ヶ寄宿舎について）

一、会社、自治会のどちらが決定するか

会社、自治会双方合議して決定するもの 一六工場

四三・二%

会社（労務係、世話係）の決定するもの 三工場

八・二%

自治会のみで決定するもの

一七工場

四五・九%

連絡員（旧募集員）の決定するもの

一工場

二・七%

二、部屋割の基準

決定的な基準をわっているところは少いが、各寄宿舎とも勤務時間の違いにまず寮に收容され、その寮内における居室の決定基準は大体つぎのようである。

徴収者出身所別

二二工場

五九・四%

職場別

一四工場

三七・八%

年令別

一〇工場

二七・〇%

勤続経験年数別

四工場

一〇・八%

その他、本人の性格、教養程度、ソベルクリンの反応の陽陰により區別されている事があるが、本人の希望意志がいづれの場合にも尊重されている。

三、養成室の有無、及び、養成期間

養成室（新入舎生指導のため）に關しては、設備のないもの一九工場で、又普段はなくても多勢一度に入所したような場合には特に室を定め一定期間訓練する所もある。

養成期間は次の通りである。

一年間	大工場
六ヶ月	一
三ヶ月	二
二ヶ月	四
一ヶ月	二
二週間	二

3.懲罰の内容並に方法 (三七事業場について)

寄宿舎規則及び自治会規約を完全に実施してゆくにはひとりひとりが責任をもつて集団生活をいとなみ秩序ある自由な生活環境をつくり出すよう努力しななければならない。

しかし、まだ生活の自律性が低い場合、規約違反や、自治会の統制が乱されることも屢々あつてそれそれの処置がとられている。

一、懲罰内容

内服に違反したり、無断外出外泊、風紀問題、盗難、暴力、建物設備の破壊、身分証明書の紛失、又は命令証明書を他人に貸与した場合等

二、懲罰方法

訓戒、勧告、外出停止、寮内の掃察、会談の出席停止、堂首、配給停止、始末書提出、大会の席上にて陳謝する等である。その方法決定は自治委員会、又は自衛委員会、懲罰委員会で協議される。

題の整理により、又は再三再四の戒告に改悛の見込みのないものは、總會で決議の上退寮、除名等の処置がとられる。

々、自治生活における主なる行事

行事の決定方法は自治会で立案し連絡会議で決定する形式をとるのが一般的形式である。自治会で決定する場合の行事は大体月例、或は日常的なもので自治予算の枠内で行うものが主であり、例えは映画、演劇、その他の如く至費のかゝる行事は会社と協議し、或は組合が幹施実施するのが普通である。

一、一ヶ月間の主なる行事例示

イ、自治会の運営に関するもの

各種役員会、連絡会議、選挙、自治研究会、工場見学等

ロ、日常生活に関するもの

室内整理整頓、寝具干し、生理調査、健康診断、誕生会、給食調査、防火訓練等

ハ、教養に関するもの

修養講話、時局講話、花道、茶道、書道、和洋裁、午藝、料理、作法、珠算、英語等の講座、

詩、句会等

ニ、体育に関するもの

運動会、ダンス指導、各種大会（バレエ、卓球、水泳、フットボール、遠足等

ホ、文化に関するもの

レコードコンサート、コーラス練習、音楽会、舞踊、

へ、趣味、娯樂に關するもの

演藝會、のど自慢、ダンスパーティー

ニ、主なる年同行事

かるた會、はねつき大會、豆まき、いな祭り、花祭り、針供養、盆おどり、七夕祭、月見會、運動會、遠足、文化祭、大掃除、身體検査、クリスマス、忘年会、寮生父兄會、午論會等

ハ、寄宿舎管理人について

寄宿舎管理人の任命はすべて会社へ工場長へ行かうが任命に當つては自治會の希望や、意見が考慮されるものがある。

(一) 管理人の名称には次のものがある

金監、寄宿係、寮生係、寮舎係、世話係、舍務係、管理係、舍母、寮母等

(二) 管理人を性別に見ると男二三人(三二%)、女四九人(六八%)である。

尚この中工場側へ勤務係、労務係、工場長等へが寄宿舎管理にあたるものがハ工場あつた。

(三) 管理人の業務内容には大體次のようなものがある。

(1) 一般労務 入退會、引泊歸省手紙、在會狀況調、食堂との連絡、物品購入、その他

(2) 管理業務 施設、設備、精進の管理、安全衛生管理

(3) 一般雑務 郵便物取次、贈品品の分配、求客接待、寮生よりの委託事務

(4) 相談及連絡 家庭との連絡、生活相談、自治會と会社との連絡

(5) 教育 学校教育、和洋裁、生花、茶道、手芸等の指導

(イ)自治指導 顧問として行事立案実施の指導と協力

自治会の進展にともなつて、自治生活に關する一切の事項の処理權限は、すべて自治会が担当し、管理人は設備安全衛生管理業務または、寮生から委託された事項、寄宿舎規則を定められた使用者の業務を担当するのが本来である。

しかし現段階においては、管理人の性格は、自治指導、生活相談が、その業務の主要側面を占めている実狀がみられる。

6.自治会と会社との連絡調整 (三七事業場について)

(一)自治会と会社との連絡調整方法には次のようなものがある。

連絡会議(連絡委員会)をもつもの

世話係が折衝するもの

自治委員長、又は寮長が單独折衝するもの

自治協力委員会(三者代表)を協議機関とするもの

会社提出の顧問を通して折衝するもの

形式上の会議をもち、双方の代表が随時懇談協議するもの

なし

計

一五	四〇・五%
五	一三・五%
五	一三・五%
二	五・四%
一	二・八%
七	一八・九%
二	五・四%
三七	一〇〇・%

(二)連絡会議及び自治協力委員会の性格

連絡会議は議題によつて協議機関とも協議決定機関ともなるが大部分が後者である。

新しい形として自治協力委員会の名前で自治促進のための協議又は自治管理に必要な連絡調

整、教育向題等を会社側、組合代表、自治役員の三者で協議決定するものがある。

(三) 連絡会議の構成人員

自治会側は自治役員全員が出席する場合と正副委員長又は常任委員等自治役員幹部のみが出席する場合とがあり、会社側は工場長以下労務課長（工務課長、庶務課長）舎監、寮母が出席する場合、舎監以下寄宿寮のみ出席する場合（この場合には必要に応じて工場長、人事課長その他各担当者が出席することがある）の二つの場合に大別することができる。

この他舎監が自治会の決議を会社側に連絡折衝する場合がある。

又自治会と労組組合との連絡（三七事業場について）

寄宿労働者は全員が労組組合員であり、特別に労組と定期的な連絡会をもっているのは一工場だけで他は労組と自治会幹部の懇談会を随時開催し、自治促進のため協力的立場から意見を求めるものが最も多く十一寄宿合がある。

又必要に応じて或は該廠により組合幹部が自治会にオヴザバーとして出席する事を認めているものもある。自治役員の人などが組合役員を兼任しているため常に連絡は保たれている。

自治会と労組組合は別個の組織体である。しかし自治会員は即ち組合員であり、労組組合は労働者の生活全般をとりあげてゆくのであるから寄宿舎の向題にもふれてゆく。そこで権利と義務を知る自覚ある組合員であることが寄宿舎の自治を進めてゆく自治能力をもつこと、なるのである。

以上のように寄宿舍生活の自治は新宿舍の規模の大小や各業種の特長事情によつて自治の進展度は大いに異つてゐる。

労働基準法実施以来、労使双方において自治育成の努力がつけられてきた。全国繊維産業労働組合では昭和二十二年五月に開催された大会において寄宿舍制度の民主化について実施対策をたて、今下各組合はその基本方針に従つて具体化に努力してきた。一方至聖者側では昭和二十二年七月、紡績十社による紡績同業会では寄宿舍対策委員会を設けて寄宿舍民主化の方策をたてた（別紙参照）。これは自治能力の発展段階に即応する自治化の過程として第一段階、第二段階、第三段階の目標を定めてゐる。即ち第三段階においては「居住者は一般従業員として就業規則の適用を受けるにすぎまり、第二段階に於ける予算及び至費は個人の給与面に吸収され、その負擔と責任において文化生活がいとなまらる」としてゐる。この完全自治の形態にまで發展すると寄宿舍は社宅や独身アパートと同じに福利施設となる。

寄宿舍労働者の至消的独立と自治財政の確立というこの至消的基盤の上に自治意識が把握され、はじめて完全な自治が成り立つのである。この方向への努力は労使ともになされなければならないが現状において自治の進展を阻むものは至聖者側の拘束と寄宿舍労働者の自治意識、自治能力の低さがあげられる。

この自治意識の低さは、寄宿舍労働者の中、未成年者が多数を占めてゐること、一時的な出稼労働者の特徴として移動率の高けいこと、勤続年数の短いじん環性労働者は生活改善の意欲の乏しいこと、教育程度の低いこと等にもとづくものであつて、これに対し至聖者側の拘束は慈惠的な親心や、父兄に対する責任感、更らに旧來の勞務管理の因習によること等あげられる、これは要する

に現在の寄宿労働者が生活の自主性、自律性を欠き、経済的独立を欠くことに起因するもので、教育の問題が大きくとりあげられるのである。

この調査にもあらわれているとおり、各寄宿舎においては一応形式的には自治規約、組織機関が具つてゐるが実質的な運動面においてはお寄宿舎長や世話係の指導に依存してゐる実情の多い傾向が指摘される。一般的には紡績部門の寄宿舎において自治の進展度が高く、ついでに第二段階と第三段階の限りにまで達してゐるものもある。

しかし後進的な寄宿舎では聖恩君側の意志が寄宿舎管理人を通じて職の圧力となつて加わり、寄宿労働者の指導、監督の責任を自治会に転嫁してこれを利用する傾向も見られる。例えば外出、外泊等を自治委員長の新可制としている等があげられる。

労働基準法第九十四条、第九十五条の精神は事業場における使用従属の關係が寄宿舎の中にそのまゝ延長されることを極力排除することである。

現在の自治育成の段階にあつては、自治教育による労働基準法の浸透と自治の実質的な運動面についての指導、例えば寄宿舎規則や自治会規約の検討、裁事法にもとづく会合において意見をのべあう機会を屢々もつこと、また外部との接触をもつこと、自治会員の中に優秀な指導者の育成等が要望される。

なお労働力給與としての農村と自治会の結びつきも必要であつて女子青年会や生活協同組合等と連携をむつことは農村父兄の自治会に対する理解と信頼感を深めることに役立つ。

寄宿舎の生活は自治になつて以来、たしかに明るくなつてきてゐるし、自治能力も伸びつゝある。この寄宿舎生活の自治運動を通じて、生活環境を改善し、自治生活の全貌と訓練によつて職場の

事世不附屈辱商金に關する

[illegible]

秩序、能率を高める、そして故郷に帰る日には、ゆく婦人の自覚をもつて農村の民主化に貢献する。
このような真に社会に役立つ婦人として、寄宿舎の自治生活の中に育つことを期待したい。